

事務連絡  
令和5年7月11日

各都道府県・市町村  
生活保護制度担当課（室）  
生活困窮者自立支援制度担当課（室）  
御中

厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

### 小中学校等の夏季等の長期休業期間中の子育て世帯への対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、現下の物価高騰等の影響が続く中、小中学校等の夏季休業期間を迎えることとなります。

保護の実施機関及び自立相談支援機関においては、これまでも子育て中の生活困窮世帯への支援に適切に御対応いただいているものと承知しておりますが、特に小中学校等の夏季等の長期休業期間中は、生活困窮世帯の生活状況に変化が生じたり、そのこどもの食事等に配慮が必要となったりすることが考えられますので、下記の点について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 生活困窮者自立支援制度の周知及び関係機関との連携

小中学校等の夏季等の長期休業期間中は、こどもが家庭で過ごす時間が長くなるなど、世帯の生活状況に変化が生じる可能性が高いことから、新たに支援を必要とする状況になる世帯が生じること考えられます。そうした場合に速やかに必要な支援を受けることができるよう、生活困窮者自立支援制度を適切に周知いただくようお願いします。具体的には、児童福祉に関する相談窓口や子育て支援を行う施設等においてチラシの配布を行うこと等が考えられますので、児童福祉所管部局とも連携しつつ、地域の実情に応じた御対応をお願いします。

また、自立相談支援機関におかれては、子育て支援の関係機関との連携を適切に行うとともに、生活に困窮し、保護を要する状態にあると考えられる世帯がある場合については、保護の実施機関とも適切に連携を図るようお願いします。

##### 2. こどもの食事への配慮

生活困窮者世帯のこどもについては、特に小中学校等の夏季等の長期休業期間中の食事につい

て配慮が必要であると考えられることから、地域の実情に応じて子ども食堂やフードバンク等とも連携し、必要な支援を実施していただくようお願いします。

その際、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業を御活用いただくことも考えられます。同事業においては、調理実習やキャンプでの集団生活、自炊体験、農業体験等への参加を通じた体験活動等を通じて、栄養をとるための食事というだけでなく、手洗い、挨拶等の生活習慣付けや、こどもが安心して過ごせる居場所を提供すること等が可能となっています。こうした居場所等における毎日の食事の提供に係る人件費及び食材の材料費等は原則として同事業の補助対象外ですが、生活習慣・育成環境の改善を目的として行うものであれば、調理実習や手洗い、挨拶など食事に関する生活習慣付けに係る経費（食材の材料費除く。）、フードバンク等が提供する食料の確保に必要な輸送費、利用者宅への配布に必要な人件費については、事業費から支弁して差し支えないこととしています。

なお、放課後児童クラブにおける食事提供等について、別添のとおりこども家庭庁成育局成育環境課から事務連絡が発出されておりますので、御了知いただき、必要に応じて児童福祉所管部局とも連携した御対応をお願いします。

別添 放課後児童クラブにおける食事提供について（令和5年6月28日付けこども家庭庁成育局成育環境課事務連絡）

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局

保護課

電話 03-5253-1111

夜間 03-3595-2613

地域福祉課生活困窮者自立支援室

電話 03-5253-1111

夜間 03-6812-7848

事務連絡  
令和5年6月28日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中  
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課

### 放課後児童クラブにおける食事提供について

日頃より、放課後児童健全育成の推進に御尽力、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村において定める条例に基づき、適宜「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）を参照の上、適切に対応いただいているところですが、放課後児童クラブにおける食事提供について、一定のお問い合わせをいただいている状況を踏まえ、今般、各市区町村に対して食事提供の実施状況について調査しました（別紙）。あわせて、以下のとおりお知らせします。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）及び運営指針において、小学校における夏季等の長期休業期間中等に事業所として昼食等の食事提供をすることは妨げておらず、調査結果のとおり、長期休業中に昼食を提供している放課後児童クラブも一定数あることから、地域の実情に応じた対応をお願いいたします。なお、放課後児童クラブで食事提供を行う場合は、運営指針にあるとおり、食物アレルギーへの配慮や、感染症や食中毒の発生防止や発生時の対応について定めることが必要と考えられます。あわせて、「放課後児童クラブ運営指針解説書（改訂版）」（令和3年4月5日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）を参照いただくようお願い致します。

また、「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」において、運営事務等を行う職員を配置する費用に対する補助を行っており、昼食等の発注業務についてはその業務範囲と考えますので、ご活用ください。

なお、ひとり親家庭や経済的な困難を抱える家庭等のこどもについては、特に、小学校における夏季等の長期休業期間中等の食事について配慮が必要であると考えられることから、各市区町村におかれては、こどもや家庭のニーズや状況等を踏まえ、「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」（平成28年4月1日付け雇児発0401第31号）に基づく「こどもの生活・学習支援事業」や、「こどもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施要領」（「地域子供の未来応援交付金交付要綱」（令和5年4月1日付けこども家庭庁長官決定）別紙）に基づく「地域子供の未来応援交付金」等の活用により、放課後児童クラブ等において、こどもたちが弁当の持参・購入が難しい場合の宅食（弁当の配達）、フードバンク（食料品の配布）等による支援を行うなど、貴団体内の関係部署とも連携しながら、適切に御対応いただくよう、お願いいたします。

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係 TEL: 03-6861-0303 E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
--

## 放課後児童クラブにおける食事の提供について【調査結果】

1. 目的 長期休業中（夏休み等）に放課後児童クラブにおける食事提供状況を把握するため。

2. 調査概要

対象：放課後児童クラブを実施している自治体 1,633 市区町村

調査時点：令和5年5月1日現在

3. 調査結果

### （1）長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブ数を把握しているか。

把握している 995 市区町村

把握していない 590 市区町村 ※無回答 48 市区町村

（以下、把握している場合）

### （2）長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブ数

2,990 か所（22.8% \*）

\*=把握している自治体内に所在する 13,097 か所に対する割合

### 【内訳】

①事業所内部での調理 （いわゆる自園調理）	552 か所（18.5%）	
②事業所外部からの 搬入	a) 事業所による手配	1,859 か所（62.2%）
	b) 保護者会等による手配	374 か所（12.5%）
③その他	225 か所（7.5%）	

※複数の提供方法をとっている事業所があるため、合計は一致しない。

※表中の（ ）内は、昼食を提供をしている 2,990 か所に対する割合

4. その他

本調査により把握した好事例をまとめ、自治体に追って周知する予定。